東京都台東区蔵前３丁目13番12号302	鈴木　広道	商願2009―25170	拒絶査定の謄本
東京都中央区銀座８丁目18番２号　ニューシティーレジデンス201	株式会社ＥＣＯＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ	商願2010―7659	〃
大阪府吹田市片山町１丁目１番2507号	株式会社ネイブル	商願2010―101885	〃
大阪府大阪市中央区内淡路町１―２―12―205	黒田　能弘	商願2011―18992	出願却下の処分
東京都立川市若葉町１丁目３番17号―206	小林　勝	商願2011―41203	拒絶査定の謄本
スペイン国　バルセロナ　08757　コルベラ　デロブレガット　セー／　カサノバ　27―31	イーセーエネ　イベリカ　エセアー	取消2010―300690	審決書等本
ルクセンブルク国、エル2449　レ　フォルム　ロイヤル、ブルーバード　ロイヤル、25／エイ	モダ　ブランド　ホールディング　ソシエテ　アノニム	取消2011―300294	〃
フランス国　75008　パリ　リュ　ドゥ　マリニャン　16	エス．アー．アール．エル　マリニャン	取消2011―300354	〃
アメリカ合衆国，55121　ミネソタ，イーガン，ノースウエスト　パークウェイ　815，スイート　100	クァンテック　リミテッド	取消2011―300525	審判請求書副本
イタリア国、ミラノ、ヴィア　マンツォーニ　37	セクター　グループ　ソシエタ　ペルアチオニ	取消2011―300575	審決書等本
東京都港区高輪３―４―１　高輪偕成ビル３Ｆ	宮田　浩伸	取消2011―300579	〃
大阪府大阪市平野区長吉川辺３丁目14番３号	株式会社スタンス	取消2011―300695	〃
東京都台東区上野６丁目１番６号	セイエンインターナショナルジャパン株式会社	取消2011―300720	〃
アメリカ合衆国　ニューヨーク州　11758　ノースマッサペクア　ノース　ホーソーン　ストリート　236	ラプソディー　インターナショナル　リミテッド	取消2011―300907	審判請求書副本
アルゼンチン国　マルティネッズ　クヨー　3066	ペナフロール　ソシエダード　アノニマ	取消2011―300976	〃
アメリカ合衆国　カリフォルニア　94043　マウンテン　ビュー　ノース　バーナード　アベニュー　295	プロキシム　インコーポレーテッド	取消2011―301027	〃
東京都港区芝公園３―４―30　芝公園32森ビル６階	システムコンサルティングサービス株式会社	取消2011―301146	〃
DE Germany Auf der Birke, 56412 Montabaur―Heiligenroth	Aluminal Oberfl ächentechnik GmbH & Co. KG	取消2011―670007	審決書謄本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成24年６月15日

特許庁長官

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月15日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　処分をした年月日　平成24年５月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社友田組　友田　　宏　山口県下関市岬之町11―20　国土交通大臣許可（特―19）第2478号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年12月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月15日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　処分をした年月日　平成24年５月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　田熊工業株式会社　田中　　実　山口県周南市西松原３―４―11　国土交通大臣許可（般・特―22）第10519号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月15日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　処分をした年月日　平成24年５月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　オゴー開発株式会社　湯浅　吉光　岡山県岡山市南区西市522―１　国土交通大臣許可（般―23）第9797号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月15日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　処分をした年月日　平成24年５月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社山陽レジン　吉田　法哉　岡山県岡山市南区藤田886―１　国土交通大臣許可（特―21）第14915号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。